

## 秋田県南地区防火管理講習運営委員会

この講習は、消防法施行令第3条第1項第1号の規定に基づく、甲種防火管理新規講習です。

## 1. 講習日時、受付期間、場所

講習年月日	受付期間
令和4年7月7日(木)～8日(金)	令和4年5月16日(月)～5月25日(水)

【会場】大綱交流館(大仙市刈和野字愛宕下24-1) ※講習会場案内図が裏面にあります。

講習時間は、午前10時から午後4時30分までです。

(受付は午前9時10分から9時50分までです。係員に受講票を提示してください。)

## 2. 受講対象者

防火対象物において、防火管理業務を行おうとする者で、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、監督的な地位にある者及び防火管理業務の補佐をする者。

## 3. 受講手続

◎受講申込

※ 定員になり次第、締め切ります。(定員70名)

※ 申込書は最寄りの消防署・分署にあります。

※ 申込書に払込受付証明書と裏面に顔写真を貼付の上、最寄りの消防本部・消防署・分署へ提出してください。

※ 顔写真は本人確認のために必要ですので、鮮明な画像であれば、大きさは問いません。

◎受講料5,000円(テキスト代など)

受講料は専用の振込用紙を使い、最寄りの郵便局・銀行からご送金ください。

(振込み手数料はご負担願います。)

振込用紙の一番右の「防火管理者講習受講申込書添付用」を受講申込書の所定の欄に糊付けしてください。

インターネットバンキングの利用については、金融機関によって形態が異なり、確認が困難なため不可とさせていただきます。

## 4. 受講科目

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 防火管理の重要性            | (6) 自衛消防の組織と活動       |
| (2) 防火管理制度の概要           | (7) 消防用設備等の維持管理と操作要領 |
| (3) 火気管理                | (8) 防火管理の進め方と消防計画    |
| (4) 消防用設備等の概要と点検の必要性    | (9) 効果測定             |
| (5) 点検体制の確立の必要性と日常点検の要点 |                      |

## 5. 注意事項

- 2日間全科目とも受講しないと資格は取得できません。また、遅刻、早退など欠講時間があっても資格は取得できません。
- 筆記用具、昼食は各自準備してください。
- 受講中の電話の取り次ぎはできません。
- 受講者の都合により受講できない場合、納入された受講料は返却しません。

問い合わせ先	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0187-63-0316
	横手市消防本部予防課	TEL 0182-32-1218
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0183-73-3168



## 新型コロナウイルス感染症への対策

- (1) 受講定員を減員しソーシャルディスタンスを確保して、机及び椅子を配置します。
- (2) 受講日の朝に検温を実施し、発熱がある場合又は咳、倦怠感等の症状がある場合は受講の自粛をお願いします。
- (3) 受付にて非接触体温計で検温を実施します。その際、37.5℃以上の発熱がある場合は受講をご遠慮ください。
- (4) 受講時はマスクを着用し、私語は禁止とします。
- (5) 手洗いの励行、アルコールによる消毒をお願いします。
- (6) 講習時、定期的に換気を実施します。

### ◆ 講習中止の可能性について

今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、講習が中止となる場合がありますので、ご了承ください。

申し込み済みの受講者の方へは個別に連絡いたします。